

神戸市特定教育・保育施設等確認指導監査要綱

平成 28 年 12 月 22 日

こども家庭局長決定

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定に基づき、教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者又はこれらの者であった者に対して行う指導（以下「確認指導」という。）及び法第 38 条から第 40 条まで及び第 50 条から第 52 条までの規定に基づき、特定教育・保育施設又は特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の職員であった者及び特定地域型保育事業者又は特定地域型保育事業者であった者若しくは特定地域型保育事業所の職員であった者（以下「特定教育・保育施設等の設置者等」という。）に対して行う監査（以下「確認監査」という。）について、必要な事項を定める。

(確認指導方針)

第 2 条 確認指導は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対し、法第 33 条及び第 45 条に定める設置者の責務、「神戸市特定教育・保育施設及び神戸市特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成 26 年条例第 21 号）、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成 27 年内閣府告示第 49 号）等に定める特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等（以下「施設型給付費等」という。）の請求に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施する。

(確認指導形態等)

第 3 条 確認指導の形態は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 集団指導 特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
- (2) 実地指導 特定教育・保育施設等に対して、質問、立入り及び検査等及び各種指導等を行う。

(実地指導の方法)

- 第4条 実地指導は、特定教育・保育施設等に対して、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の17及び第46条並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第19条に基づき実施される指導監査等と合同で実施するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施設型給付費の給付を受ける幼稚園及び幼稚園型認定こども園の実地指導については、施設の認可を行う者と連携して実施するものとする。

(実地指導の実施)

- 第5条 実地指導の実施にあたっては、対象となる特定教育・保育施設等に対し、実地指導の根拠規定及び目的、日時及び場所、実地指導に当たる職員（以下「指導職員」という。）、準備すべき書類等その他必要な事項をあらかじめ、文書で通知するものとする。
- 2 実地指導の実施に当たっては、当該特定教育・保育施設等に対し、事前提出資料のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求めることができる。
- 3 実地指導は、原則として、係長職以上の職にある者を含む2名以上の職員をもって編制する指導班によって行うものとする。
- 4 実地指導に際しては、指導職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(実地指導結果の通知等)

- 第6条 実地指導の結果、是正又は改善を要すると認められた事項（軽微なものは除く）については、その内容及び改善方法を文書により、速やかに、特定教育・保育施設等の長に対して通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知事項に対する是正又は改善の状況については、期限を付して報告を求める。その際、報告の期限は、文書による通知の日から起算して概ね45日を目途とする。
- 3 改善報告が期限を過ぎても提出されない場合又は報告の内容が不十分な場合には、必要に応じて指導職員を派遣し、その状況を確認するものとする。

(確認監査への変更)

- 第7条 実地指導中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、直ちに確認監査を行うこととする。
- (1) 著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

(確認監査方針)

第 8 条 確認監査は、特定教育・保育施設等について、法第 39 条、第 40 条、第 51 条及び第 52 条までに定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合並びに前条に基づき確認監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

(確認監査の対象)

第 9 条 確認監査は、次の各号に掲げる情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）

イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報

(2) 実地指導において確認した情報

実地指導を行った際に特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報

(3) 重大事故に関する情報

死亡事故等の重大事故の発生又は児童の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報

(確認監査の実施)

第 10 条 市長は、違反疑義等の確認について必要があると認めるときは、法第 38 条及び第 50 条に基づき、特定教育・保育施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は確認監査に当たる職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(確認監査結果の通知等)

第 11 条 確認監査の結果、法に定める行政上の措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、当該特定教育・保育施設等に対して、文書によって指導内容の通知を行うとともに、原則として、文書で指導した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(勧告、命令等)

第 12 条 特定教育・保育施設等の設置者等に法第 39 条第 1 項及び第 51 条第 1 項に定める

確認基準違反等が認められた場合、当該特定教育保育施設等の設置者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等を行うべきことを勧告するとともに、期限内に文書により改善報告書の提出を求めることができるものとする。

- 2 特定教育・保育施設等の設置者等が正当な理由なく前項の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるものとする。

(確認の取消し等)

第 13 条 確認基準違反等の内容が、第 40 条第 1 項各号及び第 52 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設等に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「確認の取消し等」という。）ができるものとする。

(聴聞・弁明の機会の付与)

第 14 条 確認監査の結果、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対して命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合は、確認監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行うものとする（同条第 2 項各号のいずれかに該当する場合を除く。）。

(不正利得の徴収)

第 15 条 勧告、命令又は確認の取消し等を行った場合において、当該取消し等の基礎となった事実が法第 12 条に定める偽りその他不正の手段により施設型給付費等を受けた場合に該当すると認めるときは、同条第 1 項の規定に基づき、施設型給付費等の全部又は一部を徴収することができるものとする。

- 2 前項に加え、命令又は確認の取消し等を行った特定教育・保育施設等について不正利得の徴収として返還金を求める際には、法第 12 条第 2 項に基づき、当該特定教育・保育施設等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を徴収することができるものとする。

(指導監査情報の開示等)

第 16 条 指導監査に関する情報は、特定教育・保育施設等によって提供される教育・保育の質の向上及び利用者の保護に資するために、個人情報など法令により非公開とされている場合を除き、その提供に努める。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。